

## ウェブ・アーカイビングと法

新保史生\*

ウェブ・アーカイビングを実施するためには、法的に検討が必要な課題をクリアすることが前提条件となる。ところが、その実施にあたっては、著作権法上の課題、違法な情報や他人の権利を侵害する情報が掲載されたサイトを収集した場合の対応、個人情報保護法に基づく個人情報の適正な取扱いと保護、アーカイブに記録された情報の完全性および可用性の確保など、法的に検討しなければならない課題が山積している。

インターネット上の情報は非常に揮発性が高い情報であるため、それらの情報の保存は極めて重要な課題となっているが、包括収集によるウェブ・アーカイビングの実現にあたって検討が必要な法制度上の課題を整理し、法的課題解決の方途を検討する。

キーワード：ウェブ・アーカイビング、アーカイブ、クローラ、著作権、人格権、プライバシー、個人情報、個人情報保護法、プロバイダ責任、情報セキュリティ

### 1. 問題の所在

情報をデジタル化してアーカイブするデジタル・アーカイブは、着実に多種多様なアーカイブの構築が進んでいる。

ところが、デジタル・アーカイブの中でも、ウェブ・サイトを収集対象とする「ウェブ・アーカイビング」については、諸外国においては包括的にサイト上の情報を収集対象とするアーカイブが構築される一方で、国内においては未だ包括収集によるウェブ・アーカイビングは実現していない。現時点でのわが国のウェブ・アーカイビングは、国立国会図書館のインターネット情報選択的蓄積事業(WARP)<sup>1)</sup>のように、ウェブ資源の選択的収集にとどまっている。その理由は、現行のわが国の法制度の枠組みの範囲内では、法的に解決することができない「法的課題」が大きな障壁となっているからである。

これは、グーグルのような検索エンジンが世界規模で広く一般に利用されるようになってい一方、わが国においては世界標準として用いられる検索エンジンの構築に至っていない点も同じ理由である。

ウェブ・アーカイビングの構築にあたっては、技術的には、高速のクローラを走らせることで収集対象のウェブ・サイト上の情報を効率的に収集することが可能となっており、情報の取り込みから保存・管理にいたる技術的な課題は、様々な進歩的な情報技術の開発や記録媒体の大容量化などによって技術的障壁は着実に解消されつつある。

反面、アーカイブの構築に伴う法的障壁が、わが国のウェブ・アーカイビングの構築にあたって大きな足枷となっており、アーカイブ事業をはじめとするネット上の情報を収

集・管理するサービスの展開が遅れることにより、海外で構築されたサービスを日本国内から利用せざるを得ない状況が続くことは、好ましい状況とはいえない。

本稿は、ウェブ・アーカイビングの実施にあたって検討しなければならない法的課題について、著作権法上の課題、人格権（プライバシー、氏名、名誉など）保護との関係における課題、個人情報保護法上の課題および情報セキュリティ（完全性・可用性の確保）の確保に関する課題について検討を行い、現行の法制度上の問題を整理し、法的課題解決の方途を検討する。

### 2. 著作権法上の課題

#### 2.1 ウェブ・アーカイビングの仕様と著作権法上の課題

ウェブ・アーカイビングと著作権法上の課題を検討する前提として、はじめに、その仕様を以下のように整理を試みたい。

収集対象となるウェブ・サイトの登録方法については、(a) クローラによる不特定のウェブ・サイトの自動巡回、(b) 本人による登録、(c) 第三者による登録、または、それらの組み合わせによる登録。

収集方法は、(1) 包括的収集、または、(2) 選択的収集に分けて考えることとする。

(a) は、クローラが巡回して不特定のウェブ・サイトの情報を自動的に収集する方法として、ロボット型の検索エンジンにみられるように、ウェブ・サイト一般を包括的に収集するものや、Internet Archive の Wayback Machine <<http://www.archive.org/>> のように過去のウェブ・ページの複製を保存し公開することで、時系列で遡って過去から現在に至るまでのウェブ・サイトを閲覧できるものがあげられる。

(b) は、ウェブ・サイトの管理者本人が自発的にアーカイブに登録して特定のサイトの情報を収集する方法や、オープンアクセス（セルフアーカイビングとオープンアク

\*しんぼ ふみお

筑波大学大学院 図書館情報メディア研究科

〒305-8550 茨城県つくば市春日1丁目2番地

Tel. 029-859-1336

(原稿受領 2008.6.2)

セス雑誌)のように、オンラインで学術雑誌論文を公開し無料で一般の利用に供する場合などがあげられる。なお、セルフアーカイビングの方法については、①著作者自身による公開、②イープリント・アーカイブ(e-print archive)、③機関リポジトリのいずれかに該当し、オープンアクセス雑誌は、著作者の許諾のもとにオンライン上で公開されていることを前提とする。

(c)は、第三者が他人のウェブ・サイトをアーカイブに登録して特定のサイトの情報を収集する方法として、ディレクトリ型の検索エンジンをはじめとして、公的機関や企業によるアーカイブ事業があげられる。1990年に米国連邦議会図書館が米国の歴史資料をデジタル化して公開を行う「American Memory」を構築したのを嚆矢とし、わが国においても前述の通り国立国会図書館の WARP など各種アーカイブ事業が実施されている。

これらの仕様と著作権法の関係については、いずれも著作権法上検討しなければならない課題が存在する。

(a1)は、黙示の許諾による本人許諾によってアーカイビングを実施することが可能かどうか、さらには、法改正に関する検討も必要であり、現行の法制度の枠組みにおいては現状では実施が困難な状況にある。

(b1)と(b2)は、対象となるアーカイブへの登録については本人の許諾に基づいて行われているが、ウェブ・アーカイビングによる収集についてまで許諾を得ていることは少ないと考えられる。よって、対象となるアーカイブへの登録時に、ウェブ・アーカイビングによる収集についても許諾を得ることにより収集対象とすることができるもの、すでにアーカイブに登録されているものについては、改めて許諾を得る必要がある。

(a2)、(c1)および(c2)については、公的機関等のサイトにおいて著作権法による保護対象とはならないコンテンツを対象にする場合や、ウェブ・アーカイビングについて本人許諾を得られたサイトであるなど、一定の条件を満たす場合に限り実施が可能と考えられる。

## 2.2 包括収集による場合の課題

ウェブ・アーカイビングの仕様に関し、現行の法制度の枠組みにおいて適法に実施することが困難なのは、包括収集による場合である。包括収集による場合の著作権法上の問題については、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の「平成19年度中間まとめ」<sup>2)</sup>において検索エンジンに関して検討がなされた論点を参考に整理することとする。

ウェブ・アーカイビングにおいてクローラがウェブ・サイトの情報を収集し保存することについて、ウェブ・サイト情報のデータの格納は、機器利用時・通信過程における瞬間的・過渡的な一時固定であるとはいえないことから、「著作物の複製」に該当する(著作権法21条)。

検索用インデックスおよび検索結果表示用データの作成・蓄積については、検索用インデックスは単なる文字列や変換された数値データであることから、著作権法の保護対象となる著作物の利用には該当しない。

一方、検索結果表示用データについては、検索結果の表示方法によって著作物の利用に該当する可能性がある。つまり、検索結果の表示をどのように行うかによって評価が異なるため個別に判断が必要である。なお、クロール時点でのページが表示されるキャッシュ・リンクは、ウェブ・ページがそのまま表示されることから複製にあたる。

さらに、アーカイブを「ダーク・アーカイブ(保存を第一目的とし、利用を前提としないアーカイブ)」ではなく、ウェブ上で一般に公開する場合は、アーカイブされたデータはウェブ・サイトの所在情報とともに送信可能化状態に置かれるため、利用者からの検索や表示要求に従って自動公衆送信されているものと評価される(著作権法23条)。

## 2.3 検討事項

ウェブ・アーカイビングと著作権法上の課題に関して解決しなければならない問題について、解決の方途を見出すためには、現行の法制度の下での対応の可能性と、立法措置の両面からの検討が必要である。

### ① クローリングの拒否設定と黙示の許諾

現行の法制度の下での対応として包括収集を実施するために考えられる方策としては、アーカイブのクローラによる読み込みを拒否していないウェブ・サイト上のコンテンツについては、サイト管理者がクローラによる読み込みについて黙示の許諾をしたものとみなすという解釈を用いることが考えられる。

ウェブ・サイトの包括収集を実施する際に、すべてのウェブ・サイトの管理者から個別に明示的な許諾を得ることは不可能である。一方、ウェブ・サイトにはクローリングを拒否するための仕組みがある。標準プロトコルとしては、①The Robot Exclusion Protocol (REP)、および、②ロボット META タグが存在し、robots.txt でクローラへの指示を定義したり、HTTP ヘッダにロボットを制御するタグを記述することでクローリングを制御したり拒否することができる。

ネットワーク上でウェブ・サイトを公開する行為は、検索エンジンをはじめとして、ウェブ上で情報を自動的に収集する各種ツールによって掲載した情報が収集・蓄積されることを一般に予見した上で公開しているものと考えられる。そこで、クローリングを拒否する設定にしているサイトについては、掲載情報のアーカイブ化を拒否する意思表示をしているものと判断し、一方、拒否の設定をしていないサイトについては、掲載されている著作物のアーカイブ化について黙示の承諾をしたものとみなすという考えである。この考えに基づく対応の可能性については、著作権分科会法制問題小委員会「中間まとめ」において「黙示の許諾論による対応の可能性」として示されている<sup>3)</sup>。

しかしながら、クローリングを制御していないサイトが、著作物の複製について黙示の許諾をしているとみなすには、そのような方法による制御方法の存在に関する認知度が、一般的であると考えられることが前提となる。

例えば、クッキーについては、近時のウェブ・ブラウザ

は、ユーザが最初にクッキーを発行するサイトを利用する際に、クッキーの受け入れについて警告画面が表示されるものが増えていることから、受け入れの可否について判断する機会を提供しており、クッキーの存在や利用については次第に認知度が高まっている状況にあるといえよう。

一方、クローリングの拒否設定については、クッキーのように一般に認識されるようになっている状況にあるとは言い難い。よって、現時点において、クローリングの拒否設定が可能であることをもってして、拒否設定をしていないサイト管理者による黙示の許諾がなされているとみなすには至っていないと考えられる。

## ② 国立国会図書館法の改正によるウェブ・サイトの包括収集制度の創設

立法措置による解決方法の一つとしては、公的機関がウェブ・アーカイブを構築することは、憲法 21 条が定める表現の自由を根拠とする国民の知る権利にも資するものであるとの観点から、国立国会図書館法の改正により、納本制度に基づいてウェブ・サイトの包括的収集を可能にする制度の整備を行うことが考えられる<sup>4)</sup>。

わが国のインターネット資源のウェブ・アーカイビングは、国立国会図書館の責務として文化的所産の収集業務の一環として不可欠なものと捉え、ウェブ・アーカイビングの実施を法令において定めてもよいのではないだろうか。

現に、国立の図書館が、法定納本の枠組みによってウェブ・サイトの包括収集を実施している国もある<sup>5)</sup>。包括収集をすでに実施している国としては、スウェーデン、デンマーク、フランス、ノルウェーなどがあげられる<sup>6)</sup>。

ただし、収集したウェブ・サイトを、インターネットにおいて公開する際には、著作者からの掲載拒否の申出があった場合、特定の理由に該当する場合に限定して公開の停止または消去を認めるのか、または、無条件でも認めるのかなど検討が必要であろう。この場合、大量の公開停止や消去請求が行われるような場合には、アーカイブの意味をなさないことになるおそれがある

## ③ 著作権法の改正による対応

米国著作権法 107 条は、著作権の一般的権利制限規定としてのフェアユース規定を設けている。インターネット・アーカイブや検索エンジンによるウェブ・ページの複製は、この規定を根拠にフェアユースが認められ著作権侵害にはあたらないとされる事例が多い。また、デジタル・ミレニアム著作権法 (DMCA) 第 512 条により新設された免責条項が適用された例もある。

一方、我が国の著作権法にはフェア・ユース規定は存在せず、包括的な権利制限規定 (日本版フェアユース規定) の導入については現時点では検討段階にとどまっている。

著作権法の改正による対応としては、インターネット上の著作物を収集・蓄積し一般の利用に供する検索エンジンやアーカイブについては、著作物の流通促進に資することで文化の発展に寄与するものとして広く一般に利用され、ネットワーク社会のインフラ的要素を担うものとして、法改正により権利制限を設けることである。

なお、立法措置による対応による場合、ウェブ・アーカイビングによる著作物の一時的固定および複製が権利制限として認められるためには、ベルヌ条約第 9 第 2 項、TRIPS 協定第 13 条、著作権に関する世界知的所有権機関条約 (WCT) 第 10 条、実演およびレコードに関する世界知的所有権機関条約 (WPPT) 第 16 条第 2 項に基づき、①複製が当該著作物の通常の利用を妨げないこと、②著作者の正当な利益を不当に害しないこと、③特別な場合であること、という「スリー・ステップ・テスト」の要件を満たさなければならない。その点も含めて、権利制限を設けることについては今後の検討を待つよりほかない。

## 3. 人格権の保護

### 3.1 ウェブ・アーカイビングと人格権の保護

人格権保護との関係で問題となるのは、他人の権利を侵害する情報が掲載されたウェブ・ページを収集して保存した場合に、「プロバイダ責任制限法 (特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律)」に基づいて法的に対応しなければならない事柄の検討である。

検討が必要となるのは、プライバシー、肖像、名誉、氏名などの個人の人格的利益の保護との関係における問題である。また、著作権は著作者人格権と著作権 (財産権) とで構成されるため、後者については必ずしも人格権保護の問題ではないが、プロバイダ責任制限法との関係においては著作権侵害への対応もそれに含めて検討することが必要である。

### 3.2 プロバイダ責任制限法に基づく対応

プロバイダ責任制限法は、ネットワークにおいて権利を侵害された人物が、発信者を特定するために発信者情報の開示をプロバイダ等に求める手続と、権利を侵害されたと主張する者から、侵害情報の削除要求がなされたときの手続を定めた法律である。

ウェブ・アーカイビングとの関係においては、(1) アーカイブ管理者による発信者情報開示への対応、および (2) 収集したサイト上の権利侵害情報に対する削除要求への対応が問題となる。

#### ① 発信者情報開示

ウェブ・アーカイビングにおいて、ウェブ・サイト上で公開されている情報を収集しているにすぎない場合には、開示関係役務提供者には該当しても、一般に発信者情報開示への対応が問題となる可能性は低いものと考えられる。

しかし、管理者の同意に基づく選択的収集において管理者情報を把握しているような場合や、対象となるウェブ・ページの情報とともに情報の発信源を特定可能な情報なども保存していたり、トレースバックを有効にしているような場合には、発信者情報を保有していることもあり得るであろう。

権利を侵害されたと主張する者から、アーカイブ管理者に対して、情報の発信者を特定する上で必要な情報の開示

請求があった場合、開示請求に応じるには、①侵害情報の流通によって開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき、および、②開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるときの二つの要件を満たしていることが必要となる（プロバイダ責任制限法4条1項1号および2号）。

また、たとえ開示請求に応じなくても、それによって生じた損害については、アーカイブ管理者自らが侵害情報の発信者である場合を除き、故意または重過失がなければ、責任を問われることはない（同法4条1項4号）。

なお、開示請求があったときに他人の権利を侵害する情報を発信しているとされる人物と連絡をとることができない場合や、その他特別の事情がある場合を除いて、発信者情報の開示を行うかどうか、当事者である発信者本人の意見を聴取しなければならない。

以上の手続きを経て開示された情報については、発信者の個人情報にあたることから、その情報を濫用したり、逆にその情報を用いて発信者の名誉等を毀損するような行為に及ぶことが禁止されている（同法4条1項3号）。

## ② 削除要求

削除要求への対応については、収集したサイトに他人の権利を侵害する情報が記録されている場合には、アーカイブに記録されている権利侵害に係る情報の削除要求への対応について検討が必要となる。

権利を侵害されたと主張する者から、侵害情報の削除要求がなされたときに、アーカイブ管理者が削除を行わなかった場合、権利を侵害されたと主張する被害者に対する賠償責任を負うことになりかねないが、この場合、①他人の権利が侵害されていることを知っていたとき、または、②違法情報の存在を知っていて、他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるときに該当しない場合には、侵害情報を削除しなかったことによる被害者に対する賠償責任を負わない（プロバイダ責任制限法3条1項1号および2号）。

一方、侵害情報の削除を行った場合には、情報の発信者との関係での責任が問題となるが、この場合は、①他人の権利が侵害されていると信ずるに足る相当の理由があったとき、または、②権利を侵害されたとする者から違法情報の削除の申出があったことを発信者に連絡し、7日以内に反論がない場合に該当する場合には、発信者に対する賠償責任を負わない（同法3条2項1号および2号）。

## 4. 個人情報の保護

### 4.1 法令の適用関係

ウェブ・アーカイビングと個人情報保護の問題について検討するにあたっては、アーカイブの管理主体によって、個人情報保護に関する法令の適用関係が異なる点を把握しておかなければならない。

個人情報保護に関する法令は五つの法律が制定されている。以下、これら五つの法令を「個人情報保護関連五法」

表1 個人情報保護関連五法

(1) 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）
(2) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）
(3) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）
(4) 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成15年5月30日法律第60号）
(5) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年5月30日法律第61号）

と呼び、表1の各法律の略称について(1)は「個人情報保護法」、(2)および(3)の二つの法令のことを「行政機関等個人情報保護法」という。

個人情報保護関係の法令の適用関係は、表2の通りであるが、以下の点に留意することが求められる。

表2 ウェブ・アーカイビングの管理主体と個人情報保護関係法令の適用・非適用関係

分野	対象	適用法令
公的部門	行政機関・独立行政法人等	行政機関等個人情報保護法
	地方自治体	個人情報保護条例（個人情報保護関連五法の義務規定は適用されない）
	国会図書館および裁判所	個人情報保護関連の法令は適用されない（立法権・司法権には、個人情報保護関連五法に基づく行政権は及ばない）
民間部門	個人情報取扱事業者	個人情報保護法（個人情報取扱事業者の義務が適用される）
	個人や小規模事業者	個人情報保護法（個人情報取扱事業者の義務は課されない）
	学術研究機関や報道機関	個人情報保護法（学術研究目的や報道目的であれば個人情報取扱事業者の義務は課されない）

国立国会図書館は、個人情報保護関係法令の義務規定は適用されないことから、個人情報保護関連五法の定める個人情報の取扱いに係る義務を遵守する必要はない。しかしながら、当然のことながら個人情報の適正な取扱いと保護が求められるため、行政機関等と同様に個人情報の適正な取扱いと保護を行うことが求められる。

民間部門の学術研究機関や報道機関が実施主体となる場合には、学術研究目的や報道目的であれば個人情報保護法の義務規定の適用除外となる。しかし、それ以外の目的であれば、たとえ当該機関のアーカイブであっても個人情報保護法の義務規定の適用を受ける。

## 4.2 個人情報の取扱いと法的義務

民間部門を対象とする個人情報保護法は、個人情報、個人データ、保有個人データと定義を分けた上で、段階的に個人情報取扱事業者の義務が課される仕組みとなっている。

一方、公的部門を対象とする行政機関等個人情報保護法は、個人情報、保有個人情報、個人情報ファイルに分けて義務が課される。

両分野とも、アーカイブの構築にあたって「個人情報」の取扱いに係る義務が適用されることは明らかであるが、本稿では、個人情報の取扱いに伴うすべての法的義務を検討することはできないことから、検討が不可欠な事項として、(1) 個人情報の取得に伴う義務、(2) 個人データ・保有個人情報の提供制限への対応、(3) 保有個人データ・保有個人情報の訂正・利用停止等への対応に限定して述べる。

また、これら両分野に共通する義務に加えて、民間部門と公的部門を区別して考えるべき事項として、民間部門については、アーカイブが個人情報データベース等に該当するか否か、また、公的部門については、アーカイブに記録される情報が保有個人情報にあたるかについて検討する。

## 4.3 個人情報の取得に伴う義務

収集したサイト内に個人情報が含まれている場合、アーカイブに記録された個人情報は本人から直接書面で取得しているわけではないため、法が定める「直接書面取得」に関する義務は適用されず、直接書面取得以外の方法による取得（間接取得）にあたる。

民間部門の場合は、間接取得した個人情報については利用目的を通知・公表しなければならないため、ホームページで利用目的を公表しなければならない（個人情報保護法 18 条 2 項）。一方、公的部門の場合は、間接取得した個人情報については利用目的の通知公表などの義務は定められていない。

さらに、アーカイビングにより個人情報が取得される場合、個人情報の取得が主たる目的ではないにせよ、個人情報の適正取得義務が課される。

不適正な取得に該当する場合としては、サイト管理者がクローリングを拒否する設定にしていたにもかかわらず、サイトをアーカイビングし個人情報が取得されてしまうような場合があげられる。

## 4.4 提供制限

アーカイブを一般に公開することは、個人データ・保有個人情報の第三者提供・提供にあたる。ウェブ・アーカイビングを公開するにあたっては、「個人データ」の第三者提供については原則として本人同意を取得することが義務づけられている（個人情報保護法 23 条）。一方、「保有個人情報」の提供については、利用目的の範囲内で提供する場合は本人の同意は不要である（行政機関個人情報保護法 8 条、独立行政法人等個人情報保護法 9 条）。

本人同意の取得は、選択収集による場合にサイト管理者

から同意を得ることができる場合などはあり得るが、対象サイト内に同意を得た管理者以外の個人情報が含まれている場合には、その人物からも同意を取得しなければならない。つまり、選択収集・包括収集のいずれの場合においても、本人同意に基づくアーカイブの公開は非現実的である。

よって、民間部門においてアーカイブを公開するためには、本人からの求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止する措置（オプト・アウト）を講じた上で、公開を行うことが必要となる（個人情報保護法 23 条 2 項）。

なお、後述の通りアーカイブが個人情報データベース等に該当しないと解する場合は、アーカイブに記録されている個人情報は第三者提供が制限される「個人データ」にはあたらないため、本人同意は不要であり、オプトアウトの措置を講ずる必要もない。

## 4.5 訂正・利用停止等

本人から、アーカイブに記録されている個人情報の訂正等（訂正・追加・削除）や利用停止等（消去・利用停止、第三者提供の停止）の請求がなされた場合、法は手続違反（目的外利用、不正取得、無断提供）による個人情報の取扱いが行われていない限り、それらの要求に応ずることは義務づけていない。

一方、手続違反による取扱いにあたる場合は、本人からの請求に応じなければならない。例えば、前述のクローラによる読み込み拒否設定をサイト側で設定していたにもかかわらず、クローラがサイトを収集して個人情報がアーカイブに記録されているような場合などがあげられる。

その他、前述のプロバイダ責任制限法 3 条に基づいて、アーカイブに記録されている個人情報の削除要求がなされた場合には、他法令の手続規定が優先適用されるため、個人情報保護法ではなくプロバイダ責任制限法の規定に基づいて対応することとなる。

## 4.6 個人情報データベース等への該当性（民間部門）

アーカイブが「個人情報データベース等」に該当する場合、その「利用者」についても、個人情報が記録されたアーカイブを利用することは個人情報の取扱いにあたり、それを事業の用に供している場合は、個人情報取扱事業者として「個人データ」の取扱いに関する義務（データ内容の正確性の確保、安全管理措置、第三者提供の制限など：個人情報保護法 19 条以下）が課され、半年以上利用を継続する場合には、「保有個人データ」に係る義務（開示、訂正、利用停止等：同法 24 条以下）も課されることになる。

この問題については、個人情報保護法案の審議段階における答弁で、検索エンジンが個人情報データベース等に該当するか否かという点に関して、否定的な見解が表明されている<sup>7)</sup>。

答弁では、個人情報データベース等への該当性を判断するにあたっては、検索エンジン全体としての機能としての評価ではなく、あくまで検索用のソフトそれそのものが

データベース等という概念に当たるかどうかという考え方にに基づき、検索エンジンについては特定の個人を識別可能な個人情報が体系的に整理されて記録されているものではないことから、検索エンジンは個人情報データベース等にはあたらないとしている。また、インターネットの電子掲示板も、書き込み内容を単に氏名等の文字列で検索しうるだけの場合は、検索エンジン同様に個人情報データベース等にはあたらないとしている。

よって、ウェブ・アーカイビングを検索エンジンと同様に考える場合、政府見解によれば個人情報データベース等にはあたらないこととなり、「個人データ」の取扱いに係る義務が適用されないことになる。

しかし、この解釈の妥当性には疑問があることは事実である。前記答弁によれば、検索エンジンでは個人情報以外の情報も含まれていることから、個人情報が体系的に構成されているものではないため、個人情報データベース等にはあたらないとしているが、意図的に個人情報以外の情報を混在させることによって、個人データの取扱いに係る個人情報取扱事業者の義務を容易に僭脱しうるることになるとの指摘がなされている<sup>8)</sup>。

なお、個人情報保護法の施行令の改正(平成20年5月1日政令第166号)により、個人情報データベース等を構成する特定の個人の数としてカウントしない場合として、三情報(氏名、住所または居所、電話番号)のみで構成されるデータベースに加えて、不特定かつ多数の者に販売することを目的として発行され、かつ、不特定かつ多数の者により随時に購入することができるものまたはできたものであって、そのデータベースを編集・加工せずに事業の用に供するときも例外として定められた。

これにより、アーカイブの公開にあたって一般に無料で閲覧をさせるのではなく、有料で閲覧させるような場合には、不特定かつ多数の者により随時に購入させるデータベースに該当するものとして、当該データベースに記録されている個人情報については、個人情報データベース等を構成する特定の個人の数には含まれないと解釈することもできよう。

#### 4.7 保有個人情報への該当性(公的部門)

公的部門においては、取得した個人情報が「保有個人情報」に該当するかが問題となる。

「保有個人情報」とは、職務上作成・取得した個人情報で組織的に利用されているものであって、行政文書・法人文書(以下、「行政文書等」という)に記録されているものをいう。(行政機関個人情報保護法2条3項)

保有個人情報を保有することで、安全管理措置義務から開示・訂正・利用停止請求権への対応義務など、民間部門でいうところの個人データと保有個人データに係る義務が適用される。

ウェブ・アーカイビングにより取得される個人情報は、職務上取得されるものであって組織的に利用されるものであることから、問題は、行政文書等に記録されているもの

と判断されるか否かである。

例えば、図書館が所蔵する各種資料に含まれる個人情報については、情報公開法第2条第2項第2号に基づいて歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として一般に閲覧させるために特別の管理をしている資料にあたる場合は、法の適用を受ける「行政文書等」ではないので「保有個人情報」にはあたらないことから、法の義務規定は適用されない。ここにいう「特別の管理」とは、一般の閲覧の用に供してはいるものの、例えば、「禁帯出」として館内での利用に制限するなどの特別の管理を行っている場合をいう。したがって、ダーク・アーカイブとして特別の管理をしているような場合を除き、ネット上でアーカイブを一般に公開する場合には、アーカイブに記録された個人情報は行政文書等に記録された保有個人情報にあたることになる。

## 5. 情報のセキュリティの確保

### 5.1 アーカイブの完全性・可用性の確保

ウェブ・アーカイビングは、包括収集または選択収集のいずれの方式による場合であっても、一般に「公開」されているウェブ・サイト上の情報を収集対象とする。よって、収集したデータの管理に関しては、情報セキュリティ確保の原則である「機密性」「完全性」「可用性」の観点からは、発信者情報などを取得している場合を除き、保存データの機密性確保の必要性は乏しく、検討課題は、完全性および可用性に関する問題である。

よって、ウェブ・アーカイビングの構築・運用にあたって情報セキュリティの観点から対応が求められるのは、ストレージ・システムのリカバリや保存データの滅失やき損の防止など、完全性および可用性を確保する上で必要な対策を講ずることである。

そのために最低限度必要な対策を講じるために参照すべき法令および基準としては、IDやパスワードなどでアクセスが制御されているネットワークに接続されているパソコンに、他人の識別符を用いたり、セキュリティホールを攻撃するなどして不正にアクセスする行為を処罰する法律である「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」(平成11年法律第128号)、システムが適切に稼働しているか否かを監査する際の基準である「システム監査基準(平成16年10月公表)」、セキュリティホールの原因となるソフトウェア等の脆弱性情報の取扱いに関する基準である「ソフトウェア等脆弱性関連情報取扱基準(平成16年経済産業省告示第235号)」などがあげられる。

## 6. おわりに

本稿では、包括収集によるウェブ・アーカイビングの実施にあたって、「現行」の法制度上、解決しなければならない課題を考察した。しかし、現行の法制度上の課題が解決されたとしても、「将来」検討が必要な課題が既に提起されている。

例えば、インターネット上の違法・有害情報への対応と

して、本稿脱稿時点では、青少年の健全な育成のためのインターネットの利用による青少年有害情報の閲覧の防止等に関する法律案（自民党）、および、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案（民主党）が議論されており、その対象となるサイトのアーカイビングには、フィルタリングや有害情報規制への対応が求められることになる。

また、違法情報や権利侵害情報が掲載されているウェブ・サイトをアーカイビングによって結果的に保有している場合、違法行為や権利侵害の事実がウェブ上から削除され現認できない場合に、過去に当該事実が存在したことを確認する手段としても、ウェブ・アーカイビングは有効な仕組みとして活用される可能性が高い<sup>9)</sup>。本稿脱稿時点では国会において継続審査となっている「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」（第159回国会閣法46号）では、サイバー犯罪条約の批准に対応して、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者等に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、90日を超えない期間を定めて、これを消去しないように保全要請等を行うことができる刑事訴訟法の一部改正を盛り込んでいる。

これら以外にも、今後も検討が必要な新たな法的課題に一つずつ対応することが求められる。

文化の健全な発展には、文化的所産としての著作物を幅広く収集・保存しておくことが必要であるが、インターネット上の情報については、十分な収集・保存が図られていない状況にある。新たな創作は過去の文化遺産の土台に依るものであって、文化の発展に寄与する意味でも、インターネット上の様々な著作物が、ウェブ・アーカイビングにより広く収集・保存され、利用できるようにすることが重要かつ喫緊の課題であることは明らかである。そのために、

個人の権利利益保護との調和に十分に留意しつつ、適法にウェブ・アーカイビングを提供するために必要な法制度のあり方を検討する必要性が生じているといえよう。

#### 注・参考文献

- 1) 納本制度調査会答申（平成11年2月22日）p.43, 46.
- 2) 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会. 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会平成19年度・中間まとめ. 平成19年10月12日  
<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=185000283> [accessed 2008-06-01]
- 3) 前掲注2), p.52-53.
- 4) 国会図書館法の改正については、科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会 学術情報基盤作業部会 学術情報発信ワーキンググループ（第10回）議事録  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/gijiroku/009/06031509.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/gijiroku/009/06031509.htm) において法制化についての言及がなされている。
- 5) 田中久徳. 諸外国の国立図書館等におけるデジタルアーカイブ事業の取組について.  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07073007/002.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07073007/002.htm). 著作権分科会 過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会（第6回）議事録・配付資料（2008年5月10日確認）においては、法定納本制度として定めている国として、1988年ノルウェー、2002年スウェーデン、2003年英国、2004年デンマーク、2006年ドイツ、フランスがあるとしている。
- 6) 国立国会図書館. 諸外国の国立図書館等におけるネットワーク系出版物収集への対応状況. 平成19年7月27日.  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07073007/002.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/021/07073007/002.pdf). [accessed 2008-06-01]
- 7) 衆議院個人情報保護特別委員会平成15年4月18日会議録の細田博之国務大臣の答弁および参議院個人情報保護特別委員会平成15年5月13日会議録の藤井昭夫政府参考人の答弁。
- 8) 岡村久道. 個人情報保護法. 商事法務. 2004. 81p.
- 9) 本稿執筆時点における直近の事例としては、Syncsort Inc. v. Innovative Routines Int'l, Inc., Civil Action No.04-3623, 2008 U.S. Dist. LEXIS 35364, April 30, 2008（判例集未登載）において、ウェブ上にアップロードされていた著作権侵害に係るソフトについて、2001年11月19日の時点まで問題のソフトがネット上でダウンロード可能になっていたことを、インターネット・アーカイブの記録を示して訴訟を提起した事例がある。

**Special feature:** Web archiving: the present and challenges. Web archiving and the law. Fumio SHIMPO (University of Tsukuba, 1-2 Kasuga, Tsukuba, Ibaraki-ken 305-8550 JAPAN)

**Abstract:** This article will analyze the legal issues regarding the Web Site Archiving in the light of current Copyright Law, Act on the Limitation of Liability for Damages of Specified Telecommunications Service Providers and the Right to Demand Disclosure of Identification Information of the Senders, Personal Information Protection Law, and the Information security which is concerned with the integrity and availability of archiving data.

When using automatic bulk collection by web-crawlers, it will raise new legal questions in the battle between the protection of individual rights and the availability of Web Site Archiving.

**Keywords:** web site archiving / internet archive / crawler / copyright / personal rights / privacy / data protection / personal information law / information security